

国家安全保障と「有事法制」

- 「国家的」ならざる「安全」と「政治」を求めて -

安全至上主義から安全保障へ、そして安全保障から、それと比べて一方的に国家的であることなく現実に公民的である安全へ・・・

E. バリバール

0. 趣旨説明

- ・ この報告は今国会で議論されている「有事法制」に関して言及するものである。この法案に対して小泉首相は「有事に際して」国民を守るためのものであると説明する。
- ・ この法案では「国民」を守るために「国民」の諸権利を制限するという論理が働いている。そしてこの「国民」を守るという言葉は時として「国家」を守るという言葉に置き換えられるのだ。
- ・ 一つの疑問：すなわち「国民」を守ること、そして「国家」を守ること - 。ここでは「国民」を守るということが「国家」を守るということに結びつき、もしくは同一のものになっているのではないか。「国民」を守ることが「国家安全保障」というものに絡みとられているのでは？
- ・ この疑問が正しければ、「国家」は「安全保障」の名の下に「国民」の同意が得たと判断されたなら（ともすればそうならなくても）軍隊や警察などを内外で展開させ、「国民」を管理の下におくことができるということになる。（そして「安全」を破壊する「恐れのある者」は常に排除されつづけるであろう。）
- ・ 「国民」はしばしば「市民」として姿を現す。「国民の諸権利」、「市民の諸権利」。これらの言葉は時と場合によってほぼ同意語として表れる。そして「国民」(市民)と呼ばれる者たちの安全を守る国家と、国家による管理。
- ・ 本報告はフランスの政治哲学者であり、フランス国民戦線と対決しつづけているE. バリバールの「市民権の哲学」という本に基づいて、何とか日本の状況に置き換えながら発表するものである。
- ・ 彼の作品を通して私が考えたいことは次のようなものである。「国民」もしくは「市民」としての私達がこの社会で様々な権利（ここでは特に「安全」）をどのように付与されているのか。もっと踏み込むなら、私達が付与されている権利が自明のものでないなら、なぜ付与されているのか、そしてその権利がなぜ「国家」により時に制限されるのかを考察し、**国家的ではない公民の「安全」のあり方を提示する**、これである。筋立ては次の通り。

1. 「有事」 私達に何が起こるか

2. 「国民」の「権利」/市民の「権利」 なぜ安全を「国家」に守られるのか？

3. 国民主権・市民権との結びつきと国家安全保障

4. 新たな「市民権」の構築（政治の発明）にむけて

1. 「有事」 私達に何が起こるか

- ・ 諸権利の制限
- ・ 生活・情報・もしくは身体の管理を受ける
政府：「国民の権利を守るため」 / 「国家を守るため」

2. 「国民」の「権利」 / 市民の「権利」 なぜ安全を「国家」に守られるのか？

1) 「自明」となった「権利の付与」

2) 「市民」が「諸権利」を得た歴史的経緯から「安全保障」を考える

(一 より)

- ・ 1789年『人間と市民の諸権利の宣言』 「安全と圧制に対する抵抗」
「安全保障」ではなく「安全」

安全：人間の自然で奪うことのできない権利 (『宣言』第2条)

…それがなければ憲法をもたないことになるような「市民の権利」(同16条)

- ・ 「わが国の指導者たちは司法と警察の組織強化を正当化したいとき、人権を一つの典拠にするかのように繰り返し安全を典拠にしてきた。」

テロ対策などの際に

- ・ 「安全保障」と「安全」の差異 - 公民の視点 / 国家の視点 - 本質的差異の指標
- ・ 安全は人権の一つ？ 近代民主政治の核心そのものにあるアンチノミー (二律背反)

権利保護・共通利害の管理が市民の役割に

(基本的権利が市民自身によってかちとられた)

…個人の安全・財産の安全 (基本権)

- ・ 基本権は蜂起により市民の手によって勝ち取られ、日常的な行使 (民主主義) によって手に入る

- ・ 日常的な行使というものはそれぞれの権利が全体として形作るシステムに関係する。

「自由と所有は互いに他方を必要とし、同様に安全は圧制への抵抗を相関項とし、抵抗は安全の条件であると同時に限界でもある。」

(安全というものは) それによって状況と関連して新しい形式を取り続ける市民権内部の弁証法に巻き込まれる

- ・ …安全を求める権利は、時として状況次第で圧制への抵抗という形をとり、その抵抗こそが安全の条件ともなるが、状況によってはそれが「安全のための抵抗」ではなくなることもある。(例) 移民排斥・「在日」外国人の脅威」という言説

- ・ 国家は市民権の弁証法に暗黙裡かつ否定的にしか介入しない。(二より)

『宣言』：国家の必要性・国家も一つの「人間と市民の権利」

市民は国家への権利を有する（行政への権利・公権力システム設立への権利

強制的側面：安全は国家の一機能・暗黙のうちに国家に保障を求める「安全保障」

安全保障：市民が自分達で設立した国家から安全を受け取る（ようになった - 発表者加筆）

ときに安全が変容したもの

- ・ なぜ『宣言』に含まれる立場が国家的思想と一体となるのか？
「この自由の憲章そのものに権力や公的秩序の観念を書き込んでいる」ので「自由」を独立したものとするを拒否するから。（そして逆に国家の全機能を下からのコントロールの下におく）

3) 現代的な仕方での分析

分析に際して考察すること

- ・ 安全保障と国家の結びつき **市民権の制度化**が要求すること
永続的修正のための闘争の必要性（労働運動）
市民権・国家と敵対階級の利益の間の闘争の弁証法が絶えず重層的に決定する
- ・ 公民的諸権利の要求が自らを反権力として構築しなければならない場合
あらゆる支配が対抗暴力・予防対抗暴力として自らを合法化
…「国民の安全脅かされている」
（破壊・墮落・転覆の危機に面して「秩序」を復活させる）
民主的に**制度化された社会ではさらに「安全」の逸脱の可能性あり**
…**無秩序の定義**付けてしまう（危険人口・リスクグループの決定）
政治当事者：大衆に暴力と対抗暴力の循環をコントロールする手段を与える（与えない）

現代的仕方とは？

- ・ 国際化（グローバル化）による規制緩和的效果・社会国家の危機
（不安定・暴力ノ抑圧装置）：安全保障の多様なネットワークの中に潜在する
オートメーション化と自主管理
- ・（規律権力 - フーコー - から）コントロール社会（ドゥルーズ）への移行
「世論は…安全保障を求めている」
国際化：「中心」/「周辺」 「中心」における大量失業・市民空間における軍事力の日常的行使
…国境の観念・国境の表象のゆらぎ：**安全保障の感情にとって本質的なもの**
「不法移民」という比喩形象の蔓延とその中心的な位置付けを占めた経緯の理解
- ・ 国際化（グローバル化）の一側面：統一化されつつある市場で個人同士を競合させる
（単一空間というメディア的表象）
他の人々（似ている・脅迫的・個別性の抽象化）と結ぶ想像上の関係に基づいた不安感をかきたてられる **差異主義的人種差別**へ（オーストリア・ハイダーなど）
- ・ ナショナリズム運動とマイノリティー排除に見出される利益

予防対抗暴力のメカニズム：国家主権喪失・相互依存・マイノリティーの顕在化

マジョリティーの統合根拠・地位の根拠の希薄化

国家は防衛的な多数合意に大衆基盤を見出そうとする

・・・テロが予防対抗暴力の実践の契機になりうる

4) 日本に置きかえられはしないか？

- ・ 社会不安・暴力の蔓延・不況・「外国人犯罪」の表象・テロ

「予防対抗暴力」の必要性が提示される

(圧制への抵抗という意味での対抗暴力の意味を逸脱・民衆も「支配側の文脈としての対抗暴力」というものに絡みとられる)

(国旗・国歌法・少年法改正・通信傍受法・アフガン留学生の逮捕) そして有事法制

・・・管理されることの「市民」の同意・絶えざる「危険人口」への警戒

3. 国民主権・市民権との結びつきと国家安全保障

なぜ対抗暴力もまた国家に絡みとられるのか？

- ・ **社会国民国家**：階級間の不平等隠蔽のための**社会保障制度整備**

基本的社会権を憲法に書き込む。それは**市民権概念を国籍概念に結びつけ**、「国民的合意」をでっち上げることで可能になるものである

- ・ 国民国家の合法性：国民の連帯・個人や家族や地方自治体の日常生活のなかで見たたり触れたりできる内容を与えることができる国家の能力の上に基礎付ける

(社会保障もそうした国家の能力の上で行われる)

- ・ 国家社会保障：政治的プロセス 階級闘争の制度化

(圧制に対しての) **対抗暴力**は所与の歴史条件で国家にむけられた要求にに依拠しつつ要求をかきたてることで社会に最初から刻み込まれている安全保障上の逸脱のバランスをとる
ただしこのバランスは一定の限界内に刻み込まれるものである

したがって**対抗暴力もまた安全な境界と余白の排除を前提にしている**

- ・ 社会保障 = 国家保障 ・ 国民を国家と結びつける「契約」(不安を国境の外へ押し出す)
- ・ 国家的安全保障 = 国民への安全保障ではない

「国民」個人個人に拡大するのは、「同化」したときのみ

階級対立の隠蔽装置としての**社会保障制度を憲法に書き込み**、それを享受できる権利として「市民権」を**国籍と結びつけ**、「**国民**」を**国家と結びつける**。そこでは社会保障もまた国家的安全保障(市民権の強制側面)に絡み取られるものである。つまり、国民として同化したもののみ「**市民権**」は**享受され、そして「国家安全保障」の下に置かれる。**

しかし、

国家の能力としての社会保障が担保できなくなった今、支配者の文脈での対抗暴力が「国家安全保障」の下に「国民」を管理下に置く。国民ならざるものは犯罪者扱いさえ受けかねない。

国家が社会保障を担保できなくなったからといって国家が消滅するわけではない。こうしたものを担保しなくとも、管理するための権力装置なくして人民をコントロールできるような社会が成立してしまう可能性もある。

4. 新たな「市民権」の構築（政治の発明）にむけて

- ・今、国家に絡みとられない形での「安全」のあり方とは？
 - 「横断国家」の諸制度をつくりだすこと
 - 「横断的市民権」「横断的」主権の構築 「国籍」と市民権を結びつけることをやめること
- ・自らこれら「新たな」主権概念の構築のため試行錯誤すること
政治の発明へ

有事法制というものはまさしく近代国民国家体制における構造上の問題からくるものでもあり、さらには日本の戦後政治の問題性という歴史条件から、そしてグローバル資本制社会の矛盾を隠蔽するものとして今、位置付けられている。

「国民」もまた「国民」という存在ゆえに自らの安全が安全保障に変容させられ、そして時には積極的に変容させる主体となる。そして支配層の生み出す「予防対抗暴力」の言説に絡みとられている状態にあり、抵抗が困難になる。それどころか支配層の片棒をかついで自らを管理し、外国人差別に手を貸すことすらある。

それゆえ、私はこの日本で、バリバールを通じて有事法制と、それを生み出す社会に対して対抗軸を打ち出す。それはひとまず、難民政策の問い直し、そして**多重国籍の承認**などにより、<複数>のアイデンティティを持つことから出発して、「国家的」ではない形で自らの安全を守る権利を勝ち取ることである。